

本融資に関する具体的リスク、注意事項等

AO社に対する本件融資債権には、匿名組合出資持分契約締結前交付書面に記載されたものの他に次に掲げるリスクや注意事項があります。

1. 発電所開発予定地に関するリスク

- ・ 本件太陽光発電所開発予定地が県立公園内にあることから、太陽光発電所開発のためには、AO社は岐阜県にある太陽光発電所の土地および権利を取得した後、自然公園法や県の条例に基づく許可等を得る必要があります。

かかる許可等が遅れた場合、太陽光発電所またはその権利関係の売却先による決裁に遅延が発生する可能性があります。この場合、利息の一部または全部の支払いや元本の一部または全部の返済が遅延するおそれがあります。

また、かかる許可等が得られなかった場合、本件太陽光発電所の開発を進めることができなくなります。この場合、利息の一部または全部や元本の一部または全部が欠損するおそれがあります。

以上